

第53回

高知大会

全国知的障害福祉関係職員 研究大会

平成27年

10月14日(水)・15日(木)・16日(金)

主会場 高知県立県民文化ホール

主催／公益財団法人 日本知的障害者福祉協会・四国地区知的障害者福祉協会・
高知県知的障害者福祉協会



第五
分科会五
策

「老」～幸せな老いを迎えるために～

趣旨：老いること。それは生きている証とも言える。しかし、誰もが健康で幸せな老後を迎えるとは限らない。身体的、精神的衰えはどのようにやってくるのか。一般大多数の人と知的障害者が感じる老いに違いはあるのだろうか。老いの先には嫌が応でも必ず病や死が待っている。多くの老人たちが死に場所を求めて漂流する昨今、自ら家族をつくることが難しい知的障害者は、どこで誰に看取られ人生を終えているのだろう。「老(おいる)」をとおし人生の終末まで責任をもつこと、尊厳を守るために私たちが出来ること、目指すべきものは何かを考える。

[演題] 「老」～老いる～

[講師] 全国知的障害者施設家族会連合会 副理事長 南 守 氏

南 守(みなみ まもる)氏

昭和20年5月4日生

〈職歴〉

- 昭和45年 高知県立児童相談所(知的障害者更生相談所) 心理判定員
- 昭和55年 高知県立身体障害者リハビリテーションセンター 心理判定員
- 昭和62年 高知県立児童相談所(知的障害者更生相談所)判定班 班長
- 平成 1年 高知県立精神保健福祉センター 主任(心理判定員)
- 平成 5年 高知県立児童相談所 保護班長
- 平成 7年 高知県退職
- 平成 7年 社会福祉法人 高知小鳩会 常務理事・知的障害者更生施設 あじさい園 施設長
- 平成24年 統括施設長兼管理者
(障害者支援施設あじさい園・あじさい園短期入所事業所・あじさい園障害児者相談支援事業所・生活介護事業所第二あじさい園・生活介護事業所こばと作業所)

〈社会活動〉

- 昭和47年 日本ダウン症協会(JDS)高知県支部 小鳩会 顧問
- 昭和53年 日本臨床心理学会運営委員(平成7年まで)
- 平成12年 高知県知的障害者福祉協会 副会長(平成23年度まで)
- 平成17年 スペシャルオリンピックス高知 顧問
- 平成17年 高知県知的障害者施設家族会連合会 事務局長
- 平成20年 全国知的障害者施設家族会連合会 副会長
- 平成23年 一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会 副理事長

2015年10月14・15・16日
第53回 全国知的障害福祉関係職員研究大会 高知大会
資料編

老

～幸せな老いを迎えるために～
いる

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)
副理事長
社会福祉法人 高知小鳴会 常務理事・管理者
南 守

第五分科会の趣旨

老いること。それは生きている証とも言える。しかし、誰もが健康で幸せな老後を迎えるとは限らない。身体的、精神的衰えはどのようにやってくるのか。一般大多数の人と知的障害者が感じる老いに違いはあるのだろうか。

老いの先には嫌が癌でも必ず病や死が待っている。多くの老人たちが死に場所を求めて漂流する昨今、自ら家族をつくることが難しい知的障害者は、どこで誰に看取られ人生を終えているのだろう。

「老(おいる)」をとおし人生の終末まで責任をもつこと、尊厳を守るために私たちが出来ること、目指すべきものは何かを考える。

孤独死を防ぐ

『死んでいる人を早く見つけること、死ぬ前に見つけることは同義語である。』

高齢の生活保護受給者が孤独死して、数ヶ月間放置されていることがある。

ほとんどの生活保護者の孤独死は、不審死であるので全裸のままビニール袋に入れられ、直葬(火葬)される。葬祭費は生活保護で賄われるが、お経一つ無く、行旅死亡人として処理される。

基本的人権ではなく、単に物体として取り扱われる。そこには、死の尊厳はない。

パンツ一つ、浴衣一つぐらい着させて欲しい、それにお経ぐらい。最期になんでも、そのようなことを気にしてくれる人が欲しい！！

本人の身元が判明した場合でも、「死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないとき」は、墓地埋葬法第9条に基づき、行旅死亡人と同様に地方自治体の取り扱いとなる。

出典:地域「施設で死をみとると」 小川 万里

看取りとは、何も死が差し迫り、本人の意識が薄れて来たときだけを指しているものではありません。

老化も含め、生命が徐々に下降線をたどり、生命が上昇に戻れない、死に向かう過程全体を『看取り』と捉えています。

つまり、家族の縁や人間的な縁ができる時点から互いに看取りが始まると思っています。



最近、一人遍路が増えている

弘法大師遍照金剛

南無阿弥陀佛 南無大師弘法大師

無縁死3万2千人のなかに、知的障害者と言われる人が何人含まれているのだろうか？

無縁死、三万二千人の衝撃

NHK 無縁社会プロジェクト 放送記念

無縁社会

人はひとりで死ぬ

島田裕司

無縁化はなぜ進んだのか？そして、無縁社会に希望はあるのか？

NHK出版新書

無縁死3万2千人のなかに、知的障害者と言われる人が何人含まれているのだろうか？

無縁死、三万二千人の衝撃

NHK 無縁社会プロジェクト 放送記念

無縁社会

人はひとりで死ぬ

島田裕司

無縁化はなぜ進んだのか？そして、無縁社会に希望はあるのか？

NHK出版新書

本人、家族が悔いのない死を迎えるためには、むしろ、「必ず死ぬ存在としての人間」という観点から、まず死を視点に据えて、現状や支援のあり方を考える。

親に勝るものなし

『私が死ぬ3分前にこの子が息を引き取ってくれるなら』この言葉は、知的障害を持つ我が子を慈しむ親たちの叶わぬ共通の願い……

障害者福祉がいくら変遷しても、自らが羽ばたき巣立つことは難しい。我が子らにとっての解決すべき課題は、むしろますます多くなってきている。

制度上では、我が子らが障害福祉サービスの消費者として取り扱われ、親や家族の想いはあるで高いの邪魔もののように扱われてきている。

意図的でないとしても我が子らは、商品としての価値がなくなければ、ポイと捨てられる運命なのだろうか。

我が子らが家族縁のような関係を持つ人たちに囲まれ、人たるに値する生活を送られることを強く求めたい。

9

「無縁社会」の到来

出典:「人は一人で死ぬ」島田 裕司

死への恐怖が広がっている。
死ぬことそのものではない。
死ぬこと 자체への恐怖が消滅してしまったわけではないが、私たちはむしろ自分がどう死ぬかについて恐れが抱くようになってきた。

我が家は、その「覚悟」を「する」、「しない」ことすら決めることができない。

今の私たちが恐れるのは孤独死である。自分が誰にも看取られずに死ぬことを恐れている。それは「孤独死」と呼ばれる。

アラサー、アラフォー、お一人様

無縁死3万2千人の衝撃

「無縁社会」の放映で一番衝撃を受けたのは、アラサー、アラフォーと言われる、いわゆる生活を誰からも縛られない自由な生活をしている「お一人様」と知的障害者の家族だった。人とのつながりや身体が衰えたときに無縁となる我が家と我が子の姿を想像した。

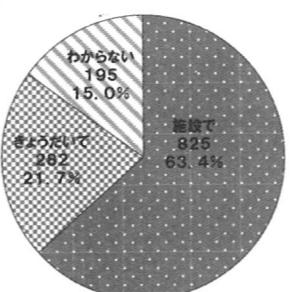
家に帰って親父に「ただいま帰りました」と言わなければいけない面倒くささや、施設職員に「それ以上食べると体に悪いよ」と言われる煩わしさよりも、一人で住むほうが気軽である。しかし、そこには家族は存在しない。

その面倒くさや煩わしさ、縛られることがない自由な生活をする人には、無縁死する「覚悟」がいる。

我が家は、その「覚悟」を「する」、「しない」ことすら決めることができない。

施設での看取りを希望しますか？

H26全施連福岡支部調査



顧客とは？

出典:ピーター・ファーディンド・ドラッカーマネジメント

1930年代の大恐慌のころ、修理工からスタートしてキャデラック事業部の経営を任される以前は「生れのニコラス・ドレイシュタット」は、「われわれの競争相手はダイヤモンドやミンクのコートだ。顧客が購入するのは、輸送手段でなくステータスだ」と言った。この答えが破産寸前のキャデラックを救った。僅か2、3年のうちに、あの大恐慌時にもかかわらず、キャデラックは成長事業へと変身した。

企業の目的は、顧客の創造である。したがって、企業は二つの、そして二つだけの基本的な機能を持つ。それがマーケティングとイノベーションである。マーケティングとイノベーションだけが成果をもたらす。

これまでマーケティングは、販売に關係する全機能の遂行を意味するだけに過ぎなかった。それではまだ販売である。われわれの製品からスタートしている。われわれの市場を探している。これに対し眞のマーケティングは顧客からスタートする。すなわち現実、欲求、価値からスタートする。「われわれは何を売りたいか」ではなく、「顧客は何を買いたいか」を問う。「われわれの製品やサービスにできることはこれである」ではなく、「顧客が価値ありとし、必要とし、求める満足がこれである」と言う。

※イノベーションとは、物事の「新機軸」「新しい切り口」「新しい活用法」を創造する行為のこと。

11

介護給付費等に係る支給決定事務等について

【概要】 平成25年4月1日（事務処理要領p62）

第2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務

VII 支給決定及び地域相談支援給付決定

2 他法との給付調整(法第7条) (2)介護保険制度との適用関係
ウ 具体的な運用

○ 下記の事情がある場合は、介護保険給付が受けられない場合として、障害福祉サービス介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能。

- 1 市町村において適当と認める支給量が、介護保険のケアプラン上において、介護保険料のみによって確保することができないものと認められる場合(併給)
- 2 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない場合。
- 3 あっても利用定員に空きがないなどの場合。
- 4 障害者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合(その事情が解消するまでの間に限り)。
- 5 介護保険の要介護認定を受けた結果、非該当と判定された場合など、介護保険サービスを利用できない場合であって、障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合(介護給付費に係るサービスについては、必要な障害程度区分が認定された場合に限る。)

90日問題

施設解体の論理 小沢温氏論文抜粋

「出典：先端審査研究部 2007.July 29号第3号」

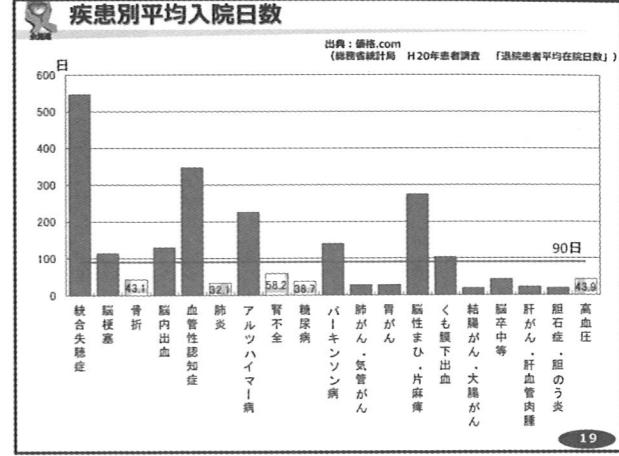
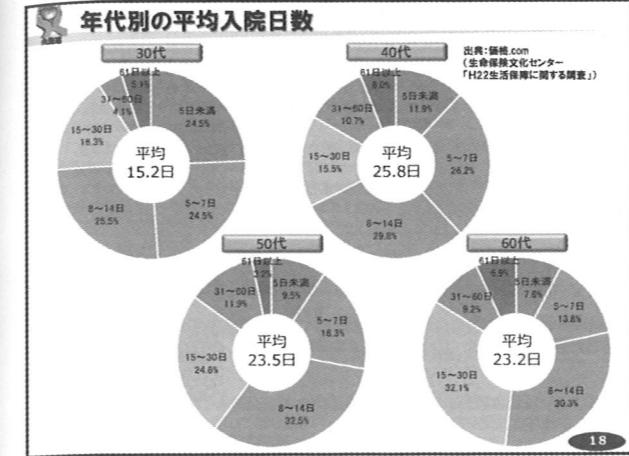
サービスの統合化といっても、対象の障害特性の相違、制度の歴史的な展開の相違、行政の分断（制度による縦割り）などの諸要因によって、これまで簡単にできなかったことであったが、障害者自立支援法により一気に（しかも極めて短時間で）可能になったことは驚嘆すべきことである。それは、なぜ、このようなことが可能になったのか、可能にした最も大きな論理は、施設はサービスを組み合わせて利用する個人の集積（同時に、個別サービスの集積）という考え方である。長年、施設とは、利用者（入所者、通所者）集団に対して、サービスを提供する組織（職員集団）と建物などのサービス場所とのセットとして考えられてきたことから見ると、大きなパラダイム転換と言っても過言ではない。サービスを組み合わせて利用する個人の集積、あるいは、個別サービスの集積として施設を位置づけると、個別サービスに分解して、さまざまなサービスの組み合わせをすれば、従来の施設体系は理論的にきわめて簡単に解体することができます。ここで、「理論的に」いってるのは、従来の制度の考え方とは全く違う論理にたった制度をきわめて短時間で推進することは、「現実的には」大きな課題に直面することが容易に想像できるからである。

障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(抜粋)

障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、当分の間、次の①～⑪の施設に入所又は入院している者については、介護保険から適用除外とする。

- ① 指定障害者支援施設(生活介護)に入所している身体障害者
- ② 障害者支援施設(生活介護に限る)に入所している身体障害者
- ③ 医療型児童入所施設
- ④ 児童福祉法において厚生労働大臣が指定する医療機関
- ⑤ 独立法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ⑥ ハンセン病療養所
- ⑦ 生活保護法による教養施設
- ⑧ 労働者災害補償保険法による介護の入所支援施設
- ⑨ 障害者支援施設(知的障害者に限る)
- ⑩ 指定障害者支援施設(生活介護及び施設入所支援に限る)を受けている知的障害者及び精神障害者に限る
- ⑪ 療養介護



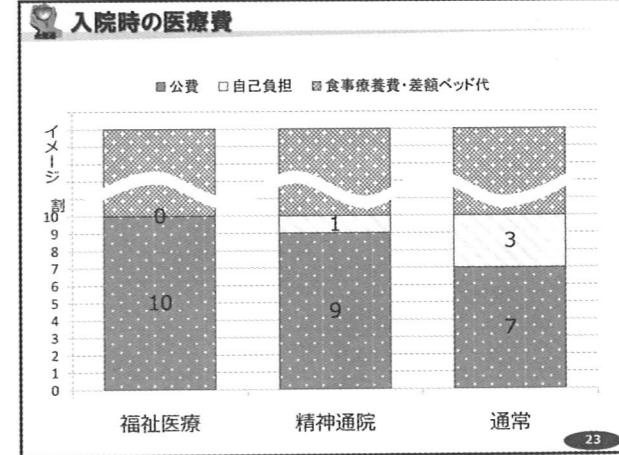
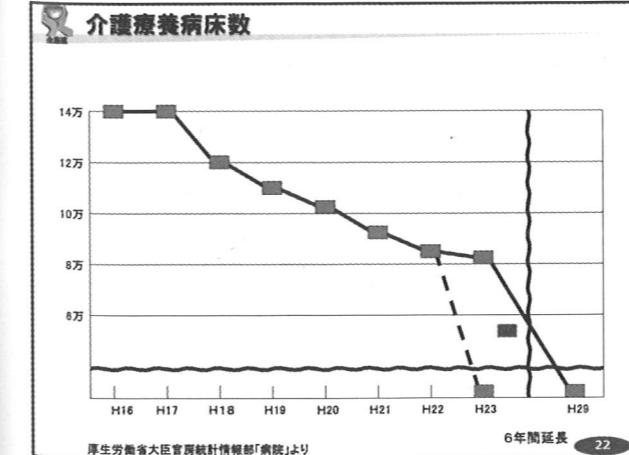
The diagram illustrates the differences between the Care System and the Comprehensive Support Law over a three-month period.

- Top Level:** Shows two large buildings representing the government. Arrows labeled "措置費" (Meizushohi - Measure Cost) and "支援法" (Shien-ho - Support Law) point from the buildings towards the middle section.
- Middle Section:**
 - Left Side:** Labeled "措置費" (Meizushohi) above a building icon. An arrow labeled "措置費 ≡ 全額" (Meizushohi ≡ Zenroku - Full amount) points down to a building labeled "在籍" (Zai-ki - Registered).
 - Center:** A large grey box contains the text: "※生活保護と同様" (Similar to Social Assistance), "連続して3か月間 入院すると措置を解除 指定解禁までは措置費は支給" (Continuous for 3 months, if hospitalized, measures are lifted. During designated release, measure costs are paid), and "入院及び退院した日を除く日は給付費はゼロ" (Excluding admission and discharge days, payment amounts are zero).
 - Right Side:** Labeled "本人負担" (Honnein-hi - Personal Burden) above a building icon. An arrow labeled "給付費 ≡ 0" (Kifubohi ≡ 0 - Payment amount is zero) points down to a building labeled "契約" (Keiaku - Contract).
- Bottom Level:** Shows two smaller buildings representing care facilities. Arrows labeled "国的事情" (Koku-jitai - National Affairs) and "事業者の事情" (Ishin-sha no jitai - Operator's Affairs) point upwards from these buildings to the middle section.

A bar chart titled "年代別の平均入院日数" (Average Hospital Stay by Age Group) comparing hospital stays across four age groups: 30代 (30s), 40代 (40s), 50代 (50s), and 60代 (60s). The Y-axis represents the number of days, ranging from 0 to 30 in increments of 5. The X-axis lists the age groups. Each bar is labeled with its corresponding average value.

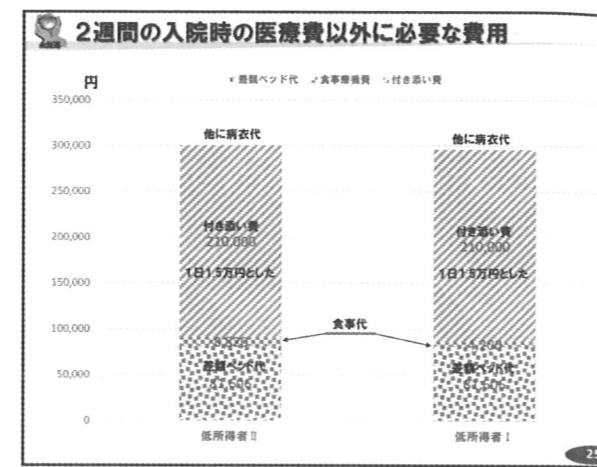
年齢	平均入院日数
30代	15.2日
40代	25.8日
50代	23.5日
60代	23.2日

出典：医療.com
(生命保険文化センター「H22生活保健に関する調査」)



入院時の医療費以外に必要な費用	
○入院時食事療養費の患者「標準負担額」出典:プリストール・マイヤースKK	
一般・老人(住民税課税世帯)	260円/食(23,712円/月)
低所得者II (住民税 非課税世帯)	過去12ヶ月の入院期間が90日以下 210円/食(19,152円/月) 過去12ヶ月の入院期間が90日超 160円/食(14,592円/月)
低所得者I・老齢年金福祉受給者(住民税非課税世帯)	100円/食(9,120円/月)
低所得者とは、市町村民税の非課税者(低所得者II)、または標準負担額の減額を受けなければ生活保護法の要保護者となる被保険者、被扶養者(低所得者I)のことと指す。	
○差額ペンド代の平均額 出典:保健の教科書	
厚生労働省の調べで、1人部屋(個室)~4人部屋の平成24年(7月1日現在)の差額ペンド代の1日平均額は5,829円。(各部屋の平均差額ペンド代)	
・1人室 7,558円(229,633円/月) ・2人室 3,158円(96,003円/月) ・3人室 2,774円(84,330円/月) ・4人室 2,485円(75,544円/月)	
差額ペンド代は最低で1日50円、最高で1日367,500円となりました	

24



25

下記の文書は、障害者支援施設と配置医師(嘱託医)契約を結んでいるA病院が、四国厚生支局に文書で問い合わせた回答をA病院から当該障害者支援施設長が口頭で報告を受けたものである。(平成25年)

下記文書の①が配置医師に関するすべての基本を表していることであり、②・③はA病院の具体的な事象について回答している。

「基本的に配置医師を置いている生活介護と施設入所支援を受けている障害者支援施設利用者は、配置医師以外の診療を受けではない」のである。

※これらの判断は、厚生労働省社会・医療局障害保健福祉部障害福祉課でなく、厚生労働省保健局医療課の所管する分野であることを認識する必要がある。

A病院から「配置医師」に関する質問事項に関して、四国厚生支局からの回答

① 入所施設の利用者は、基本的に配置医師以外の診療を受けてはならない。

② A病院は、配置医師契約を締結している医師(精神科)以外による精神科の診療を受けではなく、もし、他の医師の診療を受ける場合は、全ての医師と配置医師契約を結ぶ必要がある。

③ 内科診療に関して、A病院以外のB内科のC医師と配置医師の契約がある場合、A病院での内科診療を行ってはならない。同じくA病院で診療を受ける場合は、全ての医師と配置医師契約を結ぶ必要がある。

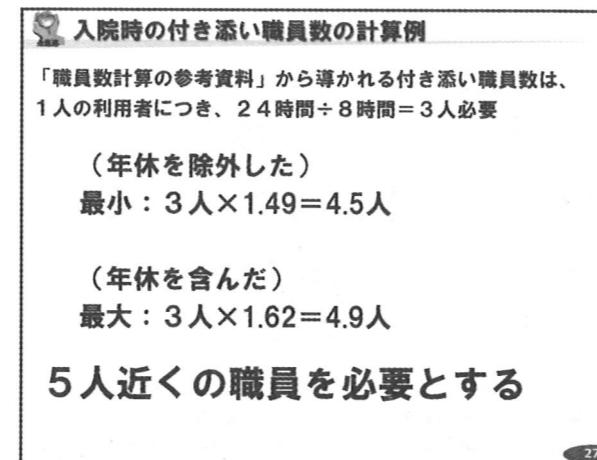
30

指定基準等	
【指定基準】	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
【解説通知】	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
【指定基準】	第3 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 1 人員に関する基準 第4条 他の障害者支援施設等におくべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。(第4条) 1 生活介護を行う場合(第1類) イ 生活介護の行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ※嘱託 正式の雇用關係や任命によらないで、ある業務に従事することを依頼すること、また、その依頼された人やその身分。
【解説通知】	ア 病院(基準第4条第1項第1号イ) 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要な数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要な数」とは、嘱託医を複数することをもって、これを演じたものとして取り扱うことでも差し支えない。 ※26年度追加 また、生活介護において看護師等による利用者の健康状態の把握や指導等が実施され、必要に応じて医療機関への連携等により対応することができる場合に限り、医療を提供しない取扱いとすることとする。

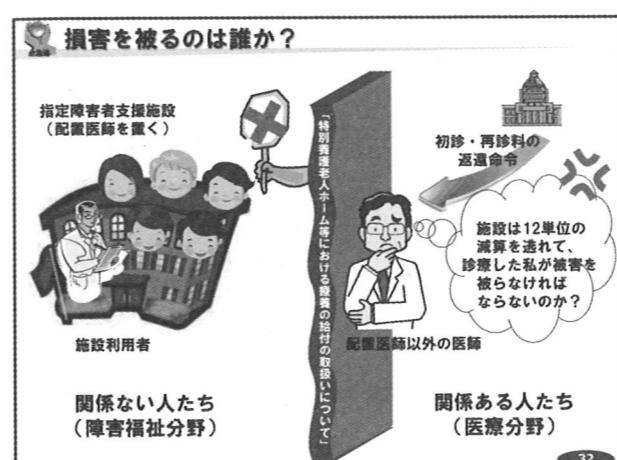
31

職員数計算の参考資料	
1年の365日⇒52週+1日(365日÷7日=52.14週 366日÷7日=52.28週)	
1月1日が土日以外の年⇒土日の日数は104日	
1月1日が土日の年及びうるう年⇒土日の日数は105日	
※年間休日を年始算ではなく、年度起算で計算する場合は、1月1日を4月1日と読み替えること。また、土曜日が祝日である場合は、振り替え休日はないので、土曜日と祝日が重複する場合は、結果として土日+祝日の日数は減る。	
上記のことから考えると、休日が土日と祝日だけであるなら、ほとんどの年の土日・祝日の合計は、119日以下になる(勤務日数:365日-119日=246日)。	
上記は、ネットより http://www.souminomori.com/forum/thread/td-113806	
① 有給を除外しての計算 119日+52週=2.3日(週に平均2.3日の土日・祝日がある) 7日-2.3日=4.7日(一人の職員は週に4.7日勤務するという意味) 7日÷4.7日=1.49倍で計算 <例>18人の職員(実効)が必要な場合 8人×1.49=11.92人(11人は常勤、小数点以下を常勤換算ですか、12人を常勤とするか)	
② 有給(20日)を含んで計算 (119日+20日)÷52週=2.67日(週に平均2.67日の土日・祝日がある) 7日-2.67日=4.33日(一人の職員は週に4.33日勤務するという意味) 7日÷4.33日=1.62倍で計算 <例>18人の職員(実効)が必要な場合 8人×1.62=12.96人(12人は常勤、小数点以下を常勤換算ですか、13人を常勤とするか)	

26



27



32

勤務、生活介護を行う障害者支援施設における人員配置(含む事務員)から見た人件費の比較(人件費率60%を基準)	
区分6	1,100,000円
区分5	1,000,000円
区分4	900,000円
区分3	800,000円
区分2	700,000円

33

利用しない月数と施設の損失(いわゆる90日問題)	
定員60人 人員配置率1.7:1 単価はH27年度	
項目区分	生活介護(224日/月)
区分6	10,990
区分5	8,160
区分4	5,680
区分3	5,20
区分2	4,590
利用しない月数(生活介護は1ヶ月224日、施設入所支援は30、4日)と施設の損失	
区分6	417,712
区分5	336,384
区分4	261,984
区分3	184,512
区分2	163,024
単価	2,000円
区分6	835,424
区分5	672,768
区分4	523,968
区分3	369,024
区分2	326,048
単価	489,072
区分6	1,253,136
区分5	1,009,152
区分4	785,952
区分3	553,536
区分2	489,072
単価	652,096
区分6	1,670,848
区分5	1,345,536
区分4	1,047,936
区分3	738,048
区分2	615,120
単価	978,144

28

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について

保健法第0330第9号(平成24年3月30日)厚生労働省保健局医療課長

1 保険医*1が、次の(1)から(8)までのいずれかに該当する医師(以下「配置医師」という。)である場合は、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った診療(特別の必要があつて行う診療を除く。)については、介護報酬、自立支援給付、措置費等の他給付(以下「他給付」という。)において評価されているため、初診料、再診料(外来診療料を含む。)、小児科外来診療料及び往診料(注:訪問医療費)を算定できない。

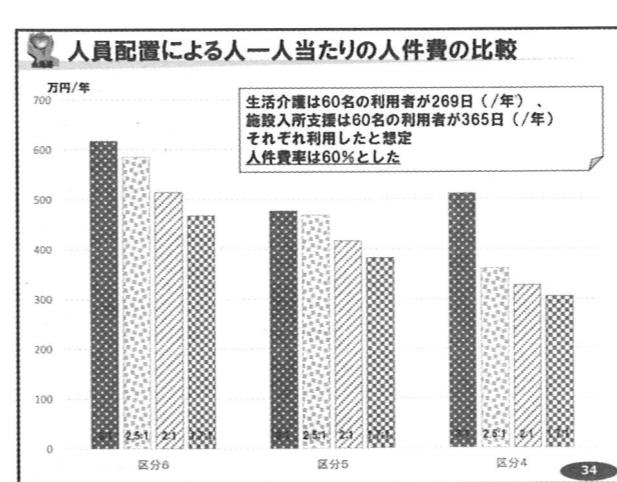
(1) 療養老人ホームに配置されている医師
(3) 指定障害者支援施設に配置されている医師

* ただし、入所者が生活介護の支給決定を受けている者に限る

いわゆる「みだり診療」

3 保険医が、配置医師でない場合については、緊急の場合又は患者の傷病が当該配置医師の専門外にわたるものであるため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入所している患者に対してみだりに診療を行ってはならない。

29



34

